保　守　契　約　書

印紙

安曇野市（以下「発注者」という）と　　　　　　　　　　（以下「受注者」という）とは、次のとおり保守契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　発注者が使用する対象機械について、受注者は発注者が業務遂行上支障が生じなく常時正常な状態で稼働し得るように保守管理を行い、発注者はこれに対する料金を受注者に支払うことを本契約の目的とする。

（契約の対象機械及び設置場所）

第２条　この契約の対象となる機械及び設置場所は別紙のとおりとする。

（契約期間）

第３条　契約期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

（保守料金）

第４条　保守料金は、別紙のとおりとする。

（保守料金の請求及び支払い）

第５条　受注者は、毎月月末に発注者立会いのうえ確認を受け数量を確定し、第４条に定める料金を乗じて得た額へ消費税及び地方消費税相当分を加え、発注者に請求するものとする。

２　発注者は、受注者より前項による請求があった日から30日以内に保守料金を支払わなければならない。

３　第４条に定める保守料金にかかる消費税額及び地方消費税額が変更されたときは、受注者は、変更された税額をもって発注者に請求し、発注者はその請求に従わなければならない。

４　受注者は、発注者が前項に定める期限までに保守料金を支払わなかったときは、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第８条に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の遅延利息を発注者に請求することができる。

（機械の保守）

第６条　受注者は、保守管理を行うため、技術員を派遣し点検・整備を行わなければならない。

２　受注者は、機械が故障したとき、発注者の請求により直ちに技術員を派遣し修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

３　前項の作業の実施について、次に掲げる場合の費用は発注者が負担するものとする。

(１) 発注者の故意または取扱上の重大な過失による場合

(２) 受注者又は受注者の指定した者以外による機械の改造、修理及び分解を行った場合

(３) 火災又は天災地変、その他これに類する災害の場合

(４) 発注者による輸送、移動による落下及び衝撃に起因する場合

(５) 本機械用として受注者が推奨または供給する消耗品、部品以外のものを使用した場合

（消耗品等の供給）

第７条　ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパーは、受注者の技術員の点検又は発注者の申請に基づき機械の正常な状態を確保するために受注者が必要と認めたとき、受注者はこれを無償で取り替えるものとする。

２　その他の消耗品については、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申し出によって予備手持量の不足を受注者が知ったとき、受注者は当該消耗品を供給するものとする。

（機械及び消耗品等の所有権）

第８条　機械の所有権は、当該機械を賃貸借契約しているときは当該機械の賃貸人に帰属し、売買契約に基づくときは発注者に帰属する。

２　発注者は、機械を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

３　消耗品等の所有権は受注者に帰属し、発注者は、当該機械の用法による以外の消耗品の使用及び他への流用はしてはならない。

（設置場所の変更）

第９条　発注者は、第２条に定める機械の設置場所を変更しようとするときは、事前に受注者に書面により通知し、受注者の承認を受けなければならない。

２　機械の移動は、受注者が実施するものとする。

（機械の移動及び搬出料金）

第10条　発注者の都合により機械を移動するとき又はこの契約が解除されたときの機械の搬出に係る費用は、発注者が負担するものとする。ただし、機械が賃貸借契約に基づくものであるときはこの限りでない。

（秘密保持）

第11条　受注者は、本契約に基づき知り得た発注者の業務情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（個人情報の保護）

第12条　受注者は、この契約に伴い個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第13条　発注者受注者のいずれかが正当な理由なく本契約に違反したときは、発注者又は受注者は、書面により相手方へ通知し、本契約を解除することができる。

２　前項に定める契約の解除が発注者に起因するとき、受注者は発注者に対してその損害を請求することができる。

３　第１項に定める契約の解除が受注者に起因するとき、発注者は受注者に対してその損害を請求することができる。

（発注者の歳出予算に計上されないときの措置）

第13条の２　発注者は、発注者の歳出予算において、本契約に係る予算が削除されたときは本契約を解除するものとし、削減されたときは発注者受注者協議のうえ契約を変更または解除するものとする。

２　受注者は、前項の規定により本契約が解除又は変更された場合において受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。

（消耗品等の返還）

第14条　本契約が満了又は終了したとき、発注者は、機械の消耗品等を速やかに受注者に返還しなければならない。

（その他）

第15条　本契約に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

発注者　住所　　長野県安曇野市豊科6000番地

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安曇野市

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　市長　　太 田　 寛 　印

受注者 住所

 　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（別紙）

第２条関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 | 対象機械（機械名称、メーカー、型番） | 数量 |
| 安曇野市〇〇〇 |  |  |

第４条関係

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機種　型式 | モード | １ｺﾋﾟｰ（ﾌﾟﾘﾝﾄ）単価 | 月額最低料金 |
|  | モノクロ |  |  |
| フルカラー |  |
|  |  |  |  |

推奨する消耗品の表示

・

・

・

（別記）

個人情報の取り扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（機密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（適正管理）

第５　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（第三者への委託等の禁止）

第６　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

　（第三者への委託等の準用）

第７　この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

　（業務従事者への周知）

第８　受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第１０　受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第１１　受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（調査）

第１２　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

　（事故報告）

第１３　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

　（指示）

第１４　発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。